

並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等について

—並行輸入自動車審査要領の一部改正—

1. 背景

独立行政法人自動車技術総合機構（以下「自動車機構」という。）では、並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、同法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は同法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下「新規検査等」という。）に係る審査については、新規検査等に先立ち、同検査の申請を行おうとする者から、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」（以下「並行審査要領」という。）に基づく並行輸入自動車届出書及び添付資料（以下「届出書等」という。）の提出を受け、この届出書等の事前書面審査をもって、当該自動車の保安基準の適合性確認を適正かつ効率的に行っているところです。

並行審査要領については、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の観点から適宜見直しているところですが、今般、届出書等の一部として事前書面審査を行う「技術基準等の適合性を証する書面」が偽造されていた事案が発覚したこと、加えて、当局からも同種事案の再発防止が要請されていることから、当該書面について、より一層厳格に審査を行うこととするため、並行審査要領の一部を改正し、並行輸入自動車の事前書面審査の的確で厳正かつ公正な実施を図ることとします。

2. 改正概要

（1）技術基準等の適合性を証する書面等の取扱いの明確化等

① 技術基準等宣言書による適合性証明範囲の明確化

並行輸入自動車として届出する自動車に適用される全ての技術基準等を届出者が明確にし、各々の技術基準等の適合性をどの書面で証するかを整理・区分し、かつ、技術基準等への適合性を証明した書面どおりの構造・装置を有しているかを届出者の責任により宣言する書面（技術基準等宣言書）を届出書等の一部として提出いただき、これにより技術基準等適合性証明に係る挙証範囲を明確化します。

② WVT Aラベル等の審査の厳格化

並行輸入自動車の届出において、当該届出自動車に貼付されたWVT Aラベル又はプレート、FMVSSラベル又はCMVSSラベル（以下「ラベル」という。）を審査で使用する場合（当該届出自動車の「車名」「製作年月日」「許容限度」「技術基準等の適合性」のいずれかの事項の判断をラベルにより行う場合）にあっては、ラベルの審査を厳格に行う観点から、当該ラベルの真正性を確認します。

これにより、真正性の確認が取れない場合には、届出者は、当該ラベルの真正性を証明するか、または、ラベル以外の方法による技術基準等の証明が必要となります。なお、自動車機構において真正性を確認する期間については、審査期間から除くこととします。

③ 技術基準等の適合性を証する書面の統一化

技術基準等の適合性を証する書面として、並行審査要領 6.12.1.(3)①に規定する「当該並行輸入自動車の構造・装置が、技術基準等に適合している指定自動車等の構造・装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている場合」を示す資料については、原則、自動車製作者等から発行されたものに限ることとします。

なお、上記の技術基準等の適合性を証する書面又はラベルに偽造があったことが発覚した場合は、司法当局に告発する等、厳正に対処することとしています。

(2) その他資料の明確化

届出車の区分に関して、「指定自動車等と関連」(型式【一〇〇一】を付与する区分。以下同じ。)とするかどうかの判断について、二輪自動車以外のものにあつては、「自動車の種別」「用途」「車体の外形」「車枠」「軸距」について、当該届出車と指定自動車等との相違がないものは、「指定自動車等と関連」として取り扱っておりますが、相違がないことを確認するための資料については、自動車製作者等により発行された資料であることを条件とします。

3. 今後のスケジュール

改正 : 令和3年3月末予定

施行 : 令和3年7月予定